

# 04 ダイバーシティ 若者

# 1 若者の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)  
(都所管局 都民安全総合対策本部・福祉局・保健医療局・産業労働局・教育庁)

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

## <現状・課題>

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO 法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

## <具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法第 5 条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO 法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

## 2 児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 警察庁・こども家庭庁・総務省・法務省)  
(都所管局 都民安全総合対策本部)

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめ、SNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするため、SNS事業者に自主的な対策の徹底を要請するとともに、必要に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正をはじめ、SNS事業者やSNSユーザーを想定した規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等の実態、児童の性的搾取等の撲滅に向けた官民連携の会議等を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

### <現状・課題>

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都が設置している相談窓口においても、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が寄せられている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）を改正し、青少年に「自画撮り画像」を不当に求める行為の禁止等を定めたところである。

また、近年急速に普及しているSNSにおいては、不適切な利用に起因した青少年の性被害等の増加が全国的な問題となっている。警察庁の統計によると、令

和7年に全国でSNSを通じて性被害等に遭った児童は、1,566人であり、前年から増加し、依然として高い水準で推移している。

都では、第32期青少年問題協議会の答申「SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」（令和2年12月）を受け、SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発を強化した。

<具体的要求内容>

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討するとともに、全国展開を行うSNS事業者への規制とSNSユーザーへの規制の全体像を俯瞰した上で、SNS事業者に対して被害防止対策の徹底を働きかけ、また、必要な場合には、SNS事業者又はSNSユーザーへの規制について、国において対策を講じること。

- (2) 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議）に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等に係る発生状況の統計情報や被害類型等の実態、官民が一体となった「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等に資する情報提供を行うこと。

参 考

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】

事項	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
被害児童数 (人)	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665	1,488	1,566

【児童ネットトラブル相談件数に占める性的トラブルの割合（東京都）】

事項	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
総数（件）	2,136	1,660	1,859	2,308	1,550
相談割合（%）	7.5	7.4	2.7	3.5	5.0